

令和5年5月2日

勝田中学校 保護者の皆様へ

美作市立勝田中学校
校長 西川 裕

勝田中学校での基本的なルールについて（お知らせ）

本校では、生徒が安全・安心に学ぶことのできる安定した学校、保護者の皆様から信頼される学校をめざして、不祥事防止や情報管理等について校内ルールを定め、教職員のサービスの厳正に努めています。PTA総会では生徒理解と生徒指導の進め方についてご説明いたしました。校内ルールについてもお知らせいたします。保護者の皆様にもご理解・ご協力をいただきますよう、よろしくお願いたします。なお、学校の方針等についてさまざまな機会をとらえてご説明に努めますが、不十分なことも多々あると思います。いろいろなお問い合わせの窓口を教頭にしておりますので、いつでもご遠慮なくお尋ね下さい。

【1】情報管理について

- (1) 生徒の個人情報に関わる書類や電子データの校外持ち出しは、原則として禁止する。
- (2) 個人情報を含む文書や可動メディア（USBメモリ等）は、机上に放置しない。

【2】生徒との携帯電話またはメール・ライン（LINE）・SNSの使用について

- (1) 教員は、原則教室、体育館等に携帯、スマホを持って行かない。屋外等連絡手段がない場合に限り管理職に報告して持つて行く。
- (2) 教職員が生徒の携帯電話番号やメールアドレスを取得したり交換したり、生徒の携帯電話に電話やメール、LINEをすることは禁止する。
- (3) 教職員が生徒に連絡をする必要がある場合は、公用の電話を使用し、保護者を通じて連絡することとする。
- (4) 生徒の安全確保を図るため等、緊急の連絡先としてみまさか学校メールを活用する。
万一、生徒の携帯電話の番号等を取得したり交換したりしなければならない、やむを得ない事態が発生した場合には必要最小限の範囲とし、必ず校長の承認と保護者の承諾を得る。また、緊急やむを得ず、生徒に携帯電話やメール等で連絡した場合は、事後であっても管理職へ報告をし、保護者へ連絡する。
- (5) 保護者等から緊急に教職員の連絡先の間合せがあった場合は、教職員から折り返し連絡するようにする。

【3】生徒との面談や相談、個別指導について

- (1) 生徒の相談を受けたり、個別指導を行ったりする場合は、あらかじめ生徒名・指導目的・場所等について管理職や他の教職員に告げてから行う。
- (2) 原則として、複数の教職員により対応する。やむを得ず、1対1で面談等を実施する場合は、部屋の窓や扉を開けるなど、密室状態にならないように配慮する。

- (3) 個別の相談や進路相談、生徒指導上の指導を行った場合は、必ず文書で記録を残す。指導にあたっては生徒と心の通い合う指導に努め、生徒指導上の問題行動には毅然とした対応をする。いかなる場合も体罰は許されない。
- (4) 原則として、校内または保護者在宅の生徒宅で実施する。やむを得ず、保護者が在宅していない状況の生徒宅で実施する場合は、予め日時を連絡し保護者の許可を得る。

【4】教職員による生徒の送迎について

- (1) 生徒の安全を確保するため、教職員の自家用車には生徒を乗せない。
- (2) 緊急やむを得ず、生徒を自家用車に乗せる必要がある場合には、事前に管理職の許可や保護者の承諾を得る。

【5】公金及び学校徴収金等の取扱いについて

- (1) 教材費・部活動費等の学校徴収金を扱う場合、一人で会計事務を行わず、必ず複数の教職員でチェックし、適正に通帳管理をする。
- (2) 当該年度の収支終了後、速やかに決算書を作成する。なお、残金が発生した場合、最終学年においては卒業式までに保護者あてに返還、他学年においては、次学年への繰越を基本とし、その旨を決算書に記載する。
- (3) 当該年度において、少なくとも1回は保護者代表による会計監査を受ける。
- (4) 学校徴収金未納者については、担任・会計担当者・管理職が連携して早期納入完了を実現する。学校行事の集金は行事実施前の完納、給食費・教材費については支払期日前の完納が必須である。いかなる場合も学校からの立替はできない。

相談窓口 美作市立勝田中学校
教 頭 山本 美佳
TEL : 77-1250 FAX : 77-1165